

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第25号

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年大和市規則第30号）の一部を次のように改正する。

「目次中 第5章 雑則（第18条・第19条）」を「第5章 災害弔慰金等支給審査委員会
第6章 雑則（第25条・第26条）」

（第18条—第24条）
に改める。
」

第5条第2項中「医師の診断書」を「災害障害見舞金診断書」に改める。

第6条の見出し中「申込」を「申込み」に改め、同条第1項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第8条中「災害援護資金貸付決定（却下）通知書」を「災害援護資金貸付決定通知書又は災害援護資金貸付不承認決定通知書」に改め、「より」の次に「当該」を加える。

第13条第2項中「災害援護資金償還支払猶予承認（却下）通知書」を「災害援護資金償還金支払猶予承認通知書又は災害援護資金違約金支払猶予不承認通知書」に改める。

第14条第2項中「災害援護資金違約金支払免除承認（却下）通知書」を「災害援護資金違約金支払免除承認通知書又は災害援護資金違約金支払猶予不承認通知書」に改める。

第15条第1項中「資金償還免除申請書」を「災害援護資金償還免除申請書」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条第3項中「災害援護資金償還免除承認（却下）通知書」を「災害援護資金償還免除承認通知書又は災害援護資金償還免除不承認通知書」に改める。

第17条中「又は住所の変更」を「、住所」に、「異同を生じた」を「変更があった」に改める。

第19条を第26条とし、第18条を第25条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 災害弔慰金等支給審査委員会

(委員長)

第18条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第19条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第20条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第21条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある事案については、会議に参加することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、及び発言することができる。

(秘密の保持)

第22条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第23条 委員会の庶務は、災害弔慰金支給等主管課において処理する。

(委員長への委任)

第24条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表中「第18条」を「第25条」に改め、同表第3号様式の項中「診断書」を「災害障害見舞金診断書」に改め、同表第4号様式の項中「第6条」の次に「及び第7条」を加え、同表第5号様式の項中「災害援護資金貸付決定（却下）通知書」を「災害援護資金貸付決定通知書」に改め、同項の次に次のように加える。

第6号様式	災害援護資金貸付不承認決定通知書	第8条
-------	------------------	-----

別表第6号様式の項中「第6号様式」を「第7号様式」に改め、「第9条」の次に「、第10条、第11条及び第17条」を加え、同表第7号様式の項中「第7号様式」を「第8号様式」に

改め、同表第 8 号様式の項中「第 8 号様式」を「第 9 号様式」に改め、同表第 9 号様式の項から第 1 4 号様式の項までを次のように改める。

第 1 0 号様式	災害援護資金償還金支払猶予承認通知書	第 1 3 条
第 1 1 号様式	災害援護資金違約金支払猶予不承認通知書	第 1 3 条
第 1 2 号様式	災害援護資金違約金支払免除申請書	第 1 4 条
第 1 3 号様式	災害援護資金違約金支払免除承認通知書	第 1 4 条
第 1 4 号様式	災害援護資金違約金支払猶予不承認通知書	第 1 4 条
第 1 5 号様式	災害援護資金償還免除申請書	第 1 5 条

別表に次のように加える。

第 1 6 号様式	災害援護資金償還免除承認通知書	第 1 5 条
第 1 7 号様式	災害援護資金償還免除不承認通知書	第 1 5 条
第 1 8 号様式	氏名等変更届	第 1 7 条

附 則

この規則は、公布の日から施行する。